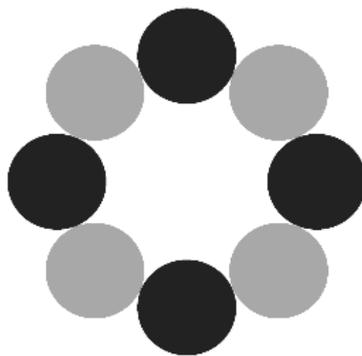


令和5年南砺市議会定例会
令和6年1月会議
議案書



南砺市

令和6年1月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	1号	令和5年度南砺市一般会計補正予算（第11号）……………	3
-----	----	-----------------------------	---

条例関係

議案第	2号	南砺市手数料条例の一部改正について……………	25
-----	----	------------------------	----

その他

議案第	3号	債権の放棄について……………	30
-----	----	----------------	----

議案第1号

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611,555千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,008,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年1月30日提出

南砺市長 田中 幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金		138,635	1,574	140,209
	1 分担金	300	1,574	1,874
16 国庫支出金		3,342,506	249,615	3,592,121
	2 国庫補助金	1,902,750	249,615	2,152,365
17 県支出金		2,038,214	136,281	2,174,495
	2 県補助金	1,108,657	136,281	1,244,938
20 繰入金		3,102,528	5,994	3,108,522
	1 繰入金	3,102,528	5,994	3,108,522
21 繰越金		296,319	31,391	327,710
	1 繰越金	296,319	31,391	327,710
23 市債		2,651,600	186,700	2,838,300
	1 市債	2,651,600	186,700	2,838,300
歳 入 合 計		35,396,994	611,555	36,008,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,692,577	29,338	3,721,915
	1 総務管理費	3,239,250	24,836	3,264,086
	3 戸籍住民基本台帳費	157,993	4,502	162,495
3 民生費		9,459,060	164,395	9,623,455
	1 社会福祉費	6,169,436	164,395	6,333,831
7 商工費		1,685,395	8,866	1,694,261
	1 商工費	1,685,395	8,866	1,694,261
8 土木費		4,510,696	198,000	4,708,696
	2 道路橋梁費	2,319,827	145,000	2,464,827
	3 河川費	138,663	53,000	191,663
10 教育費		4,086,151	3,376	4,089,527
	3 中学校費	596,066	100	596,166
	5 保健体育費	655,486	3,276	658,762
11 災害復旧費		359,460	207,580	567,040
	1 農林水産業施設災害復旧費	210,970	207,580	418,550
歳 出 合 計		35,396,994	611,555	36,008,549

第2表

繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	17,168
7 商工費	1 商工費	温泉施設維持費	8,866
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良費（補助）	413,356
	3 河川費	河川管理費	116,836
10 教育費	5 保健体育費	社会体育館管理費	1,982
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農業用施設等災害復旧費（補助）	187,740
		林道災害復旧費（補助）	76,840
合 計			822,788

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和5年度 車両賃貸借 地域おこし協力隊活動	令和6年度から 令和8年度まで	千円 3,564

第4表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	26,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
辺地対策事業債	269,600	33,100	302,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業債	1,760,300	52,800	1,813,100			
緊急自然災害防止対策事業債	79,700	4,500	84,200			
農業用施設等災害復旧債	9,400	55,500	64,900			
林道災害復旧債	12,100	14,800	26,900			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 分担金及び負担金	138,635	1,574	140,209
16 国庫支出金	3,342,506	249,615	3,592,121
17 県支出金	2,038,214	136,281	2,174,495
20 繰入金	3,102,528	5,994	3,108,522
21 繰越金	296,319	31,391	327,710
23 市債	2,651,600	186,700	2,838,300
歳入合計	35,396,994	611,555	36,008,549

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,692,577	29,338	3,721,915	5,102			24,236
3 民生費	9,459,060	164,395	9,623,455	153,813	22,800	3,000	△15,218
7 商工費	1,685,395	8,866	1,694,261				8,866
8 土木費	4,510,696	198,000	4,708,696	100,300	93,600	1,700	2,400
10 教育費	4,086,151	3,376	4,089,527			1,294	2,082
11 災害復旧費	359,460	207,580	567,040	126,681	70,300	1,574	9,025
歳 出 合 計	35,396,994	611,555	36,008,549	385,896	186,700	7,568	31,391

2. 歳入

第 14 款 分担金及び負担金

第 1 項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 災害復旧費分担金	300	1,574	1,874	1 農林水産業施設災害復 旧費分担金	1,574	農業用施設等災害復旧費分担金 1,574
計	300	1,574	1,874			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	822,073	158,315	980,388	1 総務管理費補助金	153,813	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金[定額] 153,813
				2 戸籍住民基本台帳費補 助金	4,502	社会保障・税番号制度システム整備費補助金[10/10] 4,502
5 土木費国庫補助金	797,150	91,300	888,450	1 道路橋梁費補助金	78,300	社会資本整備総合交付金（道路）[54/100] 78,300
				4 河川費補助金	13,000	社会資本整備総合交付金（防災）[1/3] 13,000
計	1,902,750	249,615	2,152,365			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1 総務費県補助金	127,990	600	128,590	1 総務管理費補助金	600	移住支援金交付事業費補助金[国1/2、県1/4] 600
6 土木費県補助金	8,840	9,000	17,840	4 河川費補助金	9,000	急傾斜地崩壊対策補助金[2/3] 9,000

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
9 災害復旧費県補助金	33,000	126,681	159,681	1	126,681	農業用施設等災害復旧補助金[国50/100、65/100]	93,631
				農林施設等災害復旧費補助金		林道災害復旧補助金[国50/100、65/100]	33,050
計	1,108,657	136,281	1,244,938				

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	3,102,528	5,994	3,108,522	10	1,700	施設等整備基金繰入金	1,700	
				22		1,144	クレー射撃場施設管理基金繰入金	1,144
				33		3,150	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	3,150
計	3,102,528	5,994	3,108,522					

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	296,319	31,391	327,710	1 前年度繰越金	31,391	前年度繰越金	31,391
計	296,319	31,391	327,710				

第 23 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
2 民生債	424,700	22,800	447,500	1 社会福祉債	22,800	社会福祉施設整備（過疎債） 22,800
6 土木債	901,900	63,100	965,000	1 道路橋梁債	63,100	市道整備（辺地債） 33,100 市道整備（過疎債） 30,000
9 災害復旧債	44,400	70,300	114,700	1 災害復旧事業債（補助）	70,300	農業用施設等災害復旧債 55,500 林道災害復旧債 14,800
17 緊急自然災害防止対策事業債	79,700	4,500	84,200	1 緊急自然災害防止対策事業債	4,500	緊急自然災害防止対策事業債（河川改修） 4,500
18 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	0	26,000	26,000	1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	26,000	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（河川改修） 26,000
計	2,651,600	186,700	2,838,300			

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
14 災害対策費	39,749	15,836	55,585	10 需用費	1,538	5 災害支援費	15,836				15,836	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 15,836 / 15,836 令和 6 年能登半島地震被災者支援事業 ・被災者提供用生活必需品購入 1,338 ・被災者入居用公営住宅光熱水費 200 ・被災者貸与用家電等賃借料 5,298 ・2次避難所宿泊施設負担金 9,000
				13 使用料及び賃借料	5,298							
				18 負担金補助及び交付金	9,000							
25 定住推進費	192,316	9,000	201,316	18 負担金補助及び交付金	9,000	1 定住推進費	9,000	(県) 600			8,400	補正前額 / 補正額 / 補正後額 149,115 / 9,000 / 158,115 定住奨励金 8,200 移住支援交付金 800
計	3,239,250	24,836	3,264,086				24,836	600			24,236	

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	157,993	4,502	162,495	12 委託料	4,502	2 戸籍住民基本台帳費	4,502	(国) 4,502				補正前額 / 補正額 / 補正後額 105,266 / 4,502 / 109,768 戸籍附票システム改修業務委託料 2,464 住基システム改修業務委託料 2,038
計	157,993	4,502	162,495				4,502	4,502				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 社会福祉総務費	1,441,771	127,119	1,568,890	3	294	13	200				200	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
				職員手当等		災害見舞金支給費						300 / 200 / 500	
				10		18						災害見舞金	200
				需用費		100						126,919	126,919
				11		666							
12	3,959												
18	121,900												
19	200												
				計	127,119	126,919			200				
4 老人福祉費	1,687,500	25,490	1,712,990	18	25,490	1	25,490	(国)		(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額	
負担金補助及び交付金	高齢者福祉推進費（単独）	77,579 / 25,490 / 103,069											
		新型コロナウイルス感染症介護サービス事業所等経営支援事業補助金 3,000											
		介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金	22,490										
6 心身障害者福祉費	1,748,489	4,404	1,752,893	18	4,404	2	4,404	(国)				補正前額 / 補正額 / 補正後額	
負担金補助及び交付金	障害福祉推進費	218,351 / 4,404 / 222,755											
		障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援補助金	4,404										

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
7 社会福祉施設管理費	164,875	7,382	172,257	14 工事請負費	7,382	1 社会福祉施設管理費	7,382		(地) 22,800		△15,418	補正前額 / 補正額 / 補正後額 154,125 / 7,382 / 161,507 井口体験交流センター改修工事 7,382
計	6,169,436	164,395	6,333,831				164,395	153,813	22,800	3,000	△15,218	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

5 商工観光施設維持費	691,277	8,866	700,143	14 工事請負費	8,866	38 温泉施設維持費	8,866				8,866	補正前額 / 補正額 / 補正後額 104,367 / 8,866 / 113,233 桜ヶ池クアガーデン空調設備更新工事 8,866
計	1,685,395	8,866	1,694,261				8,866				8,866	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

2 道路改良費	817,911	145,000	962,911	12 委託料	41,300	1 道路新設改良費(補助)	145,000	(国) 78,300	(地) 63,100	(繰入) 1,700	1,900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 497,630 / 145,000 / 642,630 道路改良事業 ・測量設計業務委託料 41,300 ・改良工事 79,200 ・用地取得 16,500 ・物件等補償 8,000
計	2,319,827	145,000	2,464,827				145,000	78,300	63,100	1,700	1,900	

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 河川総務費	137,926	53,000	190,926	12 委託料	14,000	1 河川管理費	53,000	(国) 13,000	(地) 30,500		500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 130,404 / 53,000 / 183,404
				14 工事請負費	39,000			(県) 9,000				砂子谷地区急傾斜地崩壊対策測量設計 業務委託料 14,000 荒田町川・合掌川・大鋸屋川バイパス水 路整備工事 39,000
計	138,663	53,000	191,663				53,000	22,000	30,500		500	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

3 中学校教育振興費	141,062	100	141,162	18 負担金補助及び 交付金	100	1 中学校教育振興費	100				100	補正前額 / 補正額 / 補正後額 119,346 / 100 / 119,446 地域部活動地域型クラブ育成補助金 100
計	596,066	100	596,166				100				100	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

2 体育振興費	39,085	150	39,235	18 負担金補助及び 交付金	150	2 生涯スポーツ 推進費	150			(繰入) 150		補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,938 / 150 / 8,088 総合型地域スポーツクラブ入会促進事 業補助金 150
3 体育施設費	511,182	3,126	514,308	14 工事請負費	1,144	1 社会体育館管	1,982				1,982	補正前額 / 補正額 / 補正後額 167,651 / 1,982 / 169,633

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(3 体育施設費)				17 備品購入費	1,982	理費						福光体育館トレッドミル購入 1,982
						7 クレー射撃場 運営費	1,144			(繰入) 1,144		補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,504 / 1,144 / 10,648 クレー射撃場防風パネル更新工事 1,144
						計	3,126			1,144	1,982	
計	655,486	3,276	658,762				3,276			1,294	1,982	

第 11 款 災害復旧費

第 1 項 農林水産業施設災害復旧費

1 農業用施設等災害復旧費	168,000	157,740	325,740	14 工事請負費	157,740	1 農業用施設等災害復旧費(補助)	157,740	(県) 93,631	(地) 55,500	(分担) 1,574	7,035	補正前額 / 補正額 / 補正後額 30,000 / 157,740 / 187,740 令和5年7月豪雨災害 ・農地等災害復旧工事 157,740
2 林道災害復旧費	42,970	49,840	92,810	14 工事請負費	49,840	1 林道災害復旧費(補助)	49,840	(県) 33,050	(地) 14,800		1,990	補正前額 / 補正額 / 補正後額 27,000 / 49,840 / 76,840 令和5年7月豪雨災害 ・林道災害復旧工事 49,840
計	210,970	207,580	418,550				207,580	126,681	70,300	1,574	9,025	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(503) 623	588,600	2,116,486	1,092,899	3,797,985	723,711	4,521,696	
補 正 前	(503) 623	588,600	2,116,486	1,092,605	3,797,691	723,711	4,521,402	
比 較				294	294		294	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	53,997	39,485	14,645	46,273	18,581	77,402		
	補正前	53,997	39,485	14,645	46,273	18,581	77,108		
	比 較						294		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		948	2,732	489,649	327,019	22,168		
	補正前		948	2,732	489,649	327,019	22,168		
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(21) 498		1,835,313	998,561	2,833,874	561,213	3,395,087	
補 正 前	(21) 498		1,835,313	998,267	2,833,580	561,213	3,394,793	
比 較				294	294		294	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	53,997	39,485	14,645	39,100	11,441	77,374		
	補正前	53,997	39,485	14,645	39,100	11,441	77,080		
	比 較						294		
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		948	2,732	409,952	327,019	21,868		
	補正前		948	2,732	409,952	327,019	21,868		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(482) 125	588,600	281,173	94,338	964,111	162,498	1,126,609	
補 正 前	(482) 125	588,600	281,173	94,338	964,111	162,498	1,126,609	
比 較								

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,173	7,140	28		
	補正前				7,173	7,140	28		
	比 較								
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				79,697		300		
	補正前				79,697		300		
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	294	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	294	時間外手当の増 294

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 地域おこし協力隊活動車両賃貸借	3,564			令和6年度 ～ 令和8年度	3,564				3,564
164件（既設定分）	7,622,883		1,143,473		6,479,410	327,822	294,800	101,462	5,755,326
合計	7,626,447		1,143,473		6,482,974	327,822	294,800	101,462	5,758,890

地方債の令和4年度末における現在高及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和4年度 繰越事業 起債見込額	令和5年度中増減見込額						令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,633,310	209,600	259,100		259,100	395,288		395,288	3,706,722
(1) 総務債	32,437	19,200				6,313		6,313	45,324
(2) 民生債	55,156					52,702		52,702	2,454
(3) 衛生債	422,457		24,800		24,800	21,193		21,193	426,064
(4) 農林水産業債	665,138	154,700	119,100		119,100	26,972		26,972	911,966
(5) 商工債	27,054					3,370		3,370	23,684
(6) 土木債	978,082	35,700	115,200		115,200	171,071		171,071	957,911
(7) 消防債	20,149					2,154		2,154	17,995
(8) 教育債	1,432,837					111,513		111,513	1,321,324
2. 災害復旧債	171,281	57,100	44,400	70,300	114,700	24,944		24,944	318,137
(1) 補助災害復旧債	170,024	57,100	44,400	70,300	114,700	24,316		24,316	317,508
(2) 単独災害復旧債	1,257					628		628	629
3. その他	34,816,660	435,600	2,348,100	116,400	2,464,500	4,832,690		4,832,690	32,884,070
(1) 辺地対策事業債	1,818,053	70,900	269,600	33,100	302,700	258,125		258,125	1,933,528
(2) 過疎対策事業債	9,861,583	233,900	1,760,300	52,800	1,813,100	1,118,248		1,118,248	10,790,335
(3) 合併特例債	8,139,785					1,756,166		1,756,166	6,383,619
(4) 全国防災事業債	194,776					11,026		11,026	183,750
(5) 緊急防災・減災事業債	2,000,828		19,400		19,400	406,451		406,451	1,613,777
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	31,501					4,499		4,499	27,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	253,338	123,700		26,000	26,000	8,461		8,461	394,577
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	79,588	7,100	79,700	4,500	84,200	5,233		5,233	165,655
(9) 緊急浚渫推進事業債	2,400		4,200		4,200				6,600
(10) 脱炭素化推進事業債			30,900		30,900				30,900
(11) 減税補填債	40,717					17,776		17,776	22,941
(12) 臨時財政対策債	12,347,800		184,000		184,000	1,240,923		1,240,923	11,290,877
(13) 減収補てん債	46,291					5,782		5,782	40,509
合 計	38,621,251	702,300	2,651,600	186,700	2,838,300	5,252,922		5,252,922	36,908,929

議案第2号

南砺市手数料条例の一部改正について

南砺市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年1月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市手数料条例の一部を改正する条例

南砺市手数料条例（平成16年南砺市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円 ただし、多機能端末機による場合は、300円
2 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750円
4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
5 戸籍に関する届出若しくは申請の受理に関する証明又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書に記載した事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
	1通につき	1,400円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する上質紙を用いた証明）
6 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧	書類1件につき	350円

」を

「

<p>1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>450円 ただし、多機能端末機による場合は、300円</p>
<p>1の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>符号1件につき</p>	<p>400円</p>
<p>2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>350円</p>
<p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しく</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>

<p>は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>		
<p>3の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>符号1件につき</p>	<p>700円</p>
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき</p>	<p>450円</p>
<p>5 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第12</p>	<p>1通につき 1通につき</p>	<p>350円 1,400円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理に関する上質紙を用いた証明）</p>

0条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		
6 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円

」に、

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第3号

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年1月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

- 1 債 権 の 内 容 一般財団法人利賀ふるさと財団に対する貸付金

- 2 債 務 者 住所 南砺市利賀村上百瀬482番地
氏名 一般財団法人利賀ふるさと財団
代表清算人 野田 史

- 3 放棄する債権の額 62,323,575円

- 4 放棄の理由 一般財団法人利賀ふるさと財団の解散に伴い、回収が不可能となった債権を放棄するもの